

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止相当

厚生労働省九州厚生局と沖縄県は、令和5年6月27日付で、下記柔道整復師の施術に係る柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）について、受領委任の取扱いを中止相当とすることとしました。

この措置は、九州厚生局及び沖縄県が共同して監査を実施した結果、実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していたことなどが判明したことによるものです。（不正請求額 約19万円）

記

1. 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏 名 佐久本 兼太（さくもと けんた）41歳
施術所名称 ころ整骨院
施術所所在地 沖縄県沖縄市知花6丁目11番40号 1階
元開設者 佐久本 兼太（さくもと けんた）

2. 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和5年6月27日

〔当該柔道整復師及び当該元開設者が開設する施術所は、以後、原則として5年間は、療養費に係る新規の受領委任の取扱いが認められない。〕

※上記1の柔道整復師は、令和4年8月31日付で受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

3. 受領委任の取扱いを中止相当とする根拠規定

「柔道整復師の施術に係る療養費について」

別添2「受領委任の取扱規程」第2章15（受領委任の取扱いの中止）（1）及び（2）

〔平成22年5月24日付保発0524第2号 厚生労働省保険局長通知（最終改正：令和4年5月27日付保発0527第2号通知）〕

4. 療養費の不正請求

監査において確認した不正請求に係る柔道整復施術療養費支給申請書（以下「支給申請書」という。）の件数及び金額

〔平成30年6月～同年12月〕

・不正請求	26名分	支給申請書	42件	合計192,453円
-------	------	-------	-----	------------

(注) 上記件数及び金額は、監査で把握したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では、確定していない。

5. 受領委任の取扱いを中止相当とした主な理由

不正請求

- ① 実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。
- ② 受領委任の取扱いが承諾された施術所以外の場所において行った施術について、施術所において行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。

6. 監査を行うに至った経緯等

- (1) 平成31年3月に保険者から、当該施術所から請求された支給申請書について、実際に患者が通院していないにもかかわらず、療養費が請求されていることが疑われる旨の情報提供があった。
- (2) 令和元年10月、同年12月及び令和3年11月に個別指導を実施したところ、上記(1)の請求の疑義について、明確な回答が得られなかった。
また、個別指導において確認した資料等から、受領委任の取扱いが承諾された施術所以外の場所で行った施術について、療養費を請求していることが疑われたことから説明を求めたところ、不正を認める旨の回答をしたことから、個別指導を中止し、令和4年3月から監査を実施した。